

入札公告

営 第 117 号
令和 7 年 10 月 31 日

自動販売機の設置に係る一般競争入札について次のとおり公告する。

神栖市長 石 田 進

1. 入札に付する事項

(1)	件名	神栖市役所分庁舎ほか 3 施設清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集																			
(2)	設置場所及び面積	ア 場所	・ 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所分庁舎 ・ 同波崎 6530 番地 波崎総合支所 ・ 同土合本町 3 丁目 9809 番地 15 矢田部公民館 ・ 同波崎 9591 番地 はさき生涯学習センター の一部で神栖市が指定する位置及び面積																		
			<table><tr><th>物件番号</th><th>位置</th></tr><tr><td>7 分庁舎 1</td><td>分庁舎 1 階 スタッフルーム 2 入口</td></tr><tr><td>7 分庁舎 2</td><td>分庁舎 1 階 通路</td></tr><tr><td>7 分庁舎 3</td><td>分庁舎 2 階 通路</td></tr><tr><td>7 波崎総合支所 1</td><td>波崎総合支所 正面入口南側</td></tr><tr><td>7 波崎総合支所 2</td><td>波崎総合支所 ピロティエー東側</td></tr><tr><td>7 矢田部公民館 1</td><td>矢田部公民館 ロビー</td></tr><tr><td>7 矢田部公民館 2</td><td>矢田部公民館 視聴覚室前駐車場</td></tr><tr><td>7 はさき生涯学習センター</td><td>はさき生涯学習センター ロビー</td></tr></table>	物件番号	位置	7 分庁舎 1	分庁舎 1 階 スタッフルーム 2 入口	7 分庁舎 2	分庁舎 1 階 通路	7 分庁舎 3	分庁舎 2 階 通路	7 波崎総合支所 1	波崎総合支所 正面入口南側	7 波崎総合支所 2	波崎総合支所 ピロティエー東側	7 矢田部公民館 1	矢田部公民館 ロビー	7 矢田部公民館 2	矢田部公民館 視聴覚室前駐車場	7 はさき生涯学習センター	はさき生涯学習センター ロビー
		物件番号	位置																		
		7 分庁舎 1	分庁舎 1 階 スタッフルーム 2 入口																		
		7 分庁舎 2	分庁舎 1 階 通路																		
		7 分庁舎 3	分庁舎 2 階 通路																		
		7 波崎総合支所 1	波崎総合支所 正面入口南側																		
		7 波崎総合支所 2	波崎総合支所 ピロティエー東側																		
		7 矢田部公民館 1	矢田部公民館 ロビー																		
		7 矢田部公民館 2	矢田部公民館 視聴覚室前駐車場																		
		7 はさき生涯学習センター	はさき生涯学習センター ロビー																		
	イ 面積	2.00 ㎡以内 缶・ボトル飲料自動販売機 1 台（幅 120cm 以内×奥行 75cm 以内×高さ 190cm 以内）及び空き容器回収ボックス設置分																			
(3)	使用許可予定期間	・ 分庁舎	令和 8 年 1 月 5 日～令和 12 年 12 月 28 日																		
		・ 波崎総合支所、矢田部公民館	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日																		
		・ はさき生涯学習センター	令和 8 年 1 月 6 日～令和 12 年 12 月 28 日																		
(4)	入札・開札日時、 場所及び方法	ア 日時	令和 7 年 12 月 1 日（月）開札時間は下記のとおり																		
			・ 当日受付：各案件の開札時間の 5 分前まで																		
			<table><tr><th>物件番号</th><th>入札・開札時間</th></tr><tr><td>7 分庁舎 1</td><td>午前 9 時 30 分</td></tr><tr><td>7 分庁舎 2</td><td>午前 9 時 45 分</td></tr><tr><td>7 分庁舎 3</td><td>午前 10 時 00 分</td></tr><tr><td>7 波崎総合支所 1</td><td>午前 10 時 15 分</td></tr><tr><td>7 波崎総合支所 2</td><td>午前 10 時 30 分</td></tr><tr><td>7 矢田部公民館 1</td><td>午前 10 時 45 分</td></tr><tr><td>7 矢田部公民館 2</td><td>午前 11 時 00 分</td></tr><tr><td>7 はさき生涯学習センター</td><td>午前 11 時 15 分</td></tr></table>	物件番号	入札・開札時間	7 分庁舎 1	午前 9 時 30 分	7 分庁舎 2	午前 9 時 45 分	7 分庁舎 3	午前 10 時 00 分	7 波崎総合支所 1	午前 10 時 15 分	7 波崎総合支所 2	午前 10 時 30 分	7 矢田部公民館 1	午前 10 時 45 分	7 矢田部公民館 2	午前 11 時 00 分	7 はさき生涯学習センター	午前 11 時 15 分
		物件番号	入札・開札時間																		
		7 分庁舎 1	午前 9 時 30 分																		
		7 分庁舎 2	午前 9 時 45 分																		
		7 分庁舎 3	午前 10 時 00 分																		
		7 波崎総合支所 1	午前 10 時 15 分																		
		7 波崎総合支所 2	午前 10 時 30 分																		
		7 矢田部公民館 1	午前 10 時 45 分																		
	7 矢田部公民館 2	午前 11 時 00 分																			
	7 はさき生涯学習センター	午前 11 時 15 分																			
イ 場所	・ 開札会場 神栖市役所 分庁舎 2 階 会議室 2 ・ 受付場所 神栖市役所 分庁舎 2 階 会議室 3 （茨城県神栖市溝口 4991 番地 5）																				
ウ 方法	・ 市から送付される入札参加資格証を持参すること。 ・ 書面の持参による入札とする。 指定の入札書に必要事項を記入したものを任意の封筒に封入し、案件ごとに定められた時間に直接持参すること。 直接持参でないものは無効とする。 ・ 入札回数は 1 回とする。 ・ 1 年間の行政財産使用料を入札書に記載すること。 ただし、消費税等相当額を除く。																				

(5) 入札参加申請日時及び場所	ア 日時	令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月） 午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）			
	イ 場所	茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 本庁舎 2階 営繕管財課 ※持参または郵送（配達証明付き、書留郵便：11月17日必着）とする。			
(6) 仕様等	・清涼飲料水等を販売する缶・ペットボトル・瓶・紙パックなどの密閉式の容器入り飲料の自動販売機とする。 ・自動販売機の仕様等については、「自販機自主ガイドライン」（清涼飲料自販機協議会）に準拠することとし、省エネ、防犯、転倒防止等の必要な対策を講じ、衛生面に配慮し空き容器を処理するなど、適正に管理すること。 ・自動販売機は、漏電遮断器付のものとする。 ・自動販売機の設置及び撤去の作業は、設置施設の窓口業務時間外に行うこと。 ・自動販売機の設置及び撤去は、使用許可期間内に完了すること。 ・酒・タバコの販売を行わないこと。 ・電子マネー及び新、旧貨幣に対応していること。 ・販売品目の具体的な構成については、市との協議によること。 ・過去の売上実績：(10)売上実績を参照のこと。 ・自動販売機設置事業者募集要項も併せて参照のこと。 ・質問回答については仕様の一部とするため、回答内容を確認すること。				
(7) 落札者の決定方法	神栖市財務規則第107条の規定に基づき作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、当該価格を落札金額とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。				
(8) 落札件数の制限	同一施設の案件に対して、落札者となれる件数は1件までとする。 一つの案件を落札した者から同一施設内の他の案件について提出された入札書は無効とする。				
(9) 行政財産使用料	建物内に設置する自動販売機にあつては、落札金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加えた額を行政財産使用料とする。ただし、1年に満たない期間の使用料の算出にあつては、落札金額を当該年の日数で除して得た額（1円未満切捨て）に使用許可日数を乗じた額に消費税相当額を加えた額とする。				
(10) 売上実績 （年度別売上本数） ほか	《売上実績（年度別売上本数）》				
		4年度	5年度	6年度	平均
	7分庁舎1	7,832	8,302	8,400	8,178
	7分庁舎2	4,424	3,991	3,850	4,088
	7分庁舎3	5,464	4,161	4,801	4,808
	7波崎総合支所1	2,482	2,728	1,957	2,389
	7波崎総合支所2	3,006	2,934	3,122	3,020
	7矢田部公民館1	1,905	2,387	2,457	2,249
	7矢田部公民館2	2,375	2,710	2,503	2,529
	7はさき生涯学習センター	2,222	2,465	2,456	2,381

	《施設に勤務する職員等の数（令和7年9月時点）》 ・分庁舎 137人 ・波崎総合支所 34人 ・矢田部公民館 5人 ・はさき生涯学習センター 8人
(11) 留意事項	この財産の使用権を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供することはできない。

2. 入札資格要件

神栖市自動販売機設置事業者募集要項に定めるもののほか、次のとおりとする。

物件番号	資格要件
7 分庁舎 1	神栖市内に本店（住所）があること
7 分庁舎 2	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 分庁舎 3	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 波崎総合支所 1	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 波崎総合支所 2	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 矢田部公民館 1	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 矢田部公民館 2	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること
7 はさき生涯学習センター	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所（住所）があること

3. 予定価格

物件番号	予定価格（年額で消費税等相当額を含まない金額）
7 分庁舎 1	金 140,700 円
7 分庁舎 2	金 74,200 円
7 分庁舎 3	金 82,200 円
7 波崎総合支所 1	金 35,600 円
7 波崎総合支所 2	金 43,400 円
7 矢田部公民館 1	金 37,200 円
7 矢田部公民館 2	金 37,300 円
7 はさき生涯学習センター	金 50,800 円

4. 使用許可予定期間

(1) 当初使用許可予定期間

- ①分庁舎設置分 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- ②波崎総合支所及び矢田部公民館設置分 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ③はさき生涯学習センター設置分 令和8年1月6日から令和8年3月31日まで

(2) 使用許可期間の限度

- ①分庁舎及びはさき生涯学習センター設置分 令和12年12月28日まで
- ②波崎総合支所及び矢田部公民館設置分 令和13年3月31日まで

上記の期限を限度とし、年度毎に各年度の許可期限の1ヶ月前までに行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

5. 入札保証金 免除

6. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、辞退する案件名等を記載した辞退届（任意の様式）を営繕管財課へ提出するものとする。

また、開札日当日に申請した案件に対して、所定の時間までに受付をしなかった場合は辞退したものとする。

7. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格要件を有しない者のした入札及び募集要項等に定める入札の条件に違反した入札、神栖市財務規則（昭和58年規則第1号）第112条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8. 関係書類の配布期間及び場所

窓口配布	期間	令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金） 午前9時から午後5時 ただし、窓口での配布にあつては、土曜日・日曜日・祝日を除く。
	場所	茨城県神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 2 階 営繕管財課 管財グループ
神栖市ホームページ		https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/shisei/organization/1003210/1003218/1012693.html (営繕管財課のページ)

9. 質問受付及び回答

質問受付期間	令和7年11月17日（月）午後4時まで
質問方法	書面による (様式は任意のものとし、件名・質問者の住所・氏名・連絡先を明記のこと。) FAX 番号：0299-95-9920（営繕管財課宛であることを明記すること。） FAX 送信後に営繕管財課へ電話連絡すること。
回答日	令和7年11月19日（水）までに神栖市ホームページ上で回答を公表する。

※質問回答については仕様の一部として扱うため、回答の内容を確認してから入札書を作成すること。
回答日以前に作成されるなど回答内容が反映されていないと認められる入札書は、仕様を満たさないものとして無効とする。

10. その他

本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11. お問い合わせ先

(1) 募集要項及び入札公告、分庁舎設置分について

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 本庁舎 2 階
営繕管財課 管財グループ 電話：0299-90-1132 Fax：0299-95-9920

(2) 波崎総合支所設置分について

〒314-0408 茨城県神栖市波崎 6530 波崎総合支所・防災センター1 階
市民生活課 市民生活グループ 電話：0479-44-6490 FAX：0479-44-5134

(3) 矢田部公民館設置分について

〒314-0343 茨城県神栖市土合本町 3-9809-15
矢田部公民館 電話：0479-48-3311 FAX：0479-48-1871

(4) はさき生涯学習センター設置分について

〒314-0408 茨城県神栖市波崎 9591
はさき生涯学習センター 電話：0479-44-0001 FAX：0479-44-3801

※電話でのお問い合わせは、各所とも閉庁日・休館日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分まで